

# 林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成17年1月25日(火)  
農林水産省4階 第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 10:30~12:00

3 出席者

委員 木平会長 青山委員 浅野委員 飯塚委員 魚津委員  
太田委員 岡島委員 岡田委員 海瀬委員 加倉井委員  
早坂委員 山根委員 鷺谷委員

幹事 関係府省

林野庁

4 議 事

(1)会長の互選

(2)部会の設置等

(3)その他(説明事項)

- ・平成17年度予算及び三位一体について
- ・環境税の創設要望について

午前10時30分開会

○原口林政課長 おはようございます。予定の時間がまいりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

平成17年1月6日付によりまして、委員の改選が行われました。本日は、新任の委員の方も含めました初会合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、委員21名中、13名の方が出席されております。したがって、当審議会の定足数である過半数を満たしているということをまず確認いたしたいと思っております。

林政審議会の委員に任命された方につきましては、参考1に名簿がございます。本日は、最初の審議会でございますので、出席されている委員の方々を五十音順に紹介させていただきたいと思っております。

まず、青山委員。

○青山委員 青山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○原口林政課長 浅野委員。

○浅野委員 浅野でございます。よろしくお願いいたします。

○原口林政課長 飯塚委員。

○飯塚委員 飯塚です。

○原口林政課長 魚津委員。

○魚津委員 どうも、よろしくお願いいたします。

○原口林政課長 太田委員。

○太田委員 太田でございます。

○原口林政課長 岡島委員。

○岡島委員 岡島です。よろしくお願いいたします。

○原口林政課長 岡田委員。

○岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

○原口林政課長 海瀬委員。

○海瀬委員 海瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

○原口林政課長 加倉井委員。

○加倉井委員 加倉井です。よろしくお願いいたします。

○原口林政課長 木平委員。

○木平委員 木平です。

○原口林政課長 早坂委員。

○早坂委員 早坂です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○原口林政課長 山根委員。

○山根委員 山根でございます。よろしくお願ひします。

○原口林政課長 鷺谷委員。

○鷺谷委員 鷺谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○原口林政課長 それでは、まず、林野庁長官の方からごあいさつを申し上げたいと思います。

○前田林野庁長官 おはようございます。会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方におかれましては、大変ご多忙のところ、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから森林・林業行政の推進に当たりまして多大なる格別のご支援、ご理解を賜っておりますことを厚く御礼申し上げる次第でございます。

ご案内のように、去年は、日本列島各地で台風、集中豪雨、あるいは秋口には新潟で大地震ということで、大変とうとい命が失われる、あるいは多くの方々が被災されたということで、心からのお悔やみ並びにお見舞い申し上げます。林野庁といたしましては、何といたしましても災害に対応していかなければいかぬということで、現地の方にも行きまして、現在、早期復旧、これに向けまして全力を挙げて取り組んでいるというような状況でございます。そして、そういった中で、きちんと森を管理し、災害に強い森林づくりを進めていくということで決意を新たにいたしているところでございます。今後ともご指導をお願いしたいと思っております。

一方、地球温暖化の問題でございますけれども、ご案内のように、昨年11月、ロシアが批准いたしました。この2月16日に、京都議定書、これが発効いたします。それと同時に、また、ことしは、地球温暖化対策の第2ステップ、これに入るわけでございます。そういう意味で、私どもも、間伐対策等々、吸収源対策、これにしっかり取り組んでいきたいというように思っている次第でございます。

こういった森林吸収源対策、これを進めていくに当たりまして、何といたしましてもやはり安定的な財源が必要ということで、私どもも、環境税、これを抱えまして、昨年、いろいろお願ひして回ったわけでありまして。残念ながら、最終段階で、17年度実現ということには至らなかったわけでありまして、党の税調等々の場で激論の末、形容詞、あるいは修飾語はついていないわけでありまして、早急に検討ということで整理されたわけでありまして、こ

う言っでは、大いなる一步を踏み出せたのではないかなという様な思っているところ  
であります。ことしは、ある意味では最後のチャンスの可能性もありますので、しっかりこれ  
につきましても取り組んでいきたいというように思っている次第でございます。

一方、国有林の方につきましては、ご案内のように、平成10年、抜本改革をいたしまして、  
5年間の集中改革期間、これを経まして、本年度、27年ぶりになろうかと思いますが、借金を  
しないで運営していくということに踏み切ることができるのではないか。まだ予断は許しませ  
んけれども、何とか借金なしで、今年度、運営をやっているのではないかというふうに思っ  
ております。今後に向けても、真に国民の森としてしっかり国有林の管理運営に努めてまいり  
たいと思いますので、どうぞ倍旧のご指導をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

いろいろ課題が山積しておりますが、何とぞまたご指導、ご支援のほどお願い申し上げまし  
て、簡単でございますけれども、一言ごあいさつ申し上げる次第でございます。よろしく願  
いいたします。

○原口林政課長 続きまして、長官以外の林野庁の幹部職員を紹介させていただきます。

黒木次長。

○黒木林野庁次長 黒木でございます。よろしくお願いいたします。

○原口林政課長 岡島林政部長は、所用によりおくれまして参ります。

梶谷森林整備部長。

○梶谷森林整備部長 梶谷です。よろしくお願いいたします。

○原口林政課長 辻国有林野部長。

○辻国有林野部長 辻でございます。よろしくお願いいたします。

○原口林政課長 申しおくれましたが、私、司会をしております、林政課長の原口でございま  
す。よろしくお願いいたします。

なお、特別委員の名簿につきましては参考2、それから林野庁の関係者の名簿につきましては  
参考3としてお配りしてございます。

本日は、先ほど申しましたように、1月6日付で委員の方が任命されまして、最初でござい  
ます。まず、議事3にございますように、会長の選任を行っていただくということになってご  
ざいます。つきましては、議事運営上、仮座長を選出していただきたいと思います。ご出席の  
委員の中で、当林政審議会委員として在任期間が最も長い、飯塚委員に仮座長をお願いしては  
どうかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原口林政課長 それでは、恐れ入りますけれども、飯塚委員、よろしくお願いいたします。

○飯塚仮座長 それでは、年長のゆえをもって、しばらくの間、仮座長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会長の選出でありますけれども、林政審議会令第2条第1項の規定によりまして、会長の選任は委員の互選によるとなっております。

いかがいたしましょうか。

どうぞ。

○海瀬委員 森林・林業・木材産業に非常に深い見識を持たれておりまして、前回、立派に会長をお務めいただきました、木平委員さんに会長をお願いしてはいかがかと思うんですが。

○飯塚仮座長 わかりました。お聞きのように、木平委員さんをお願いしてはどうかというご意見がございました。いかがなものでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○飯塚仮座長 全員の方が、こっくりとともに「異議なし」というご発言をいただきました。したがって、木平委員にご苦勞をおかけしたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の仮座長としての任務は終了いたしましたので、あとは、木平会長さん、よろしくお願いいたします。

○木平会長 ただいま、皆の委員からご推薦をいただきました木平です。よろしくお願いいたします。これからの審議会の運営に当たりまして、皆様のご協力をもってスムーズにやっていきたいと思っております。

それでは、まず、会長代理についてご相談したいと思います。

これにつきましては、会長が指名することになっております。会長代理には、前回から引き続き、太田委員をお願いしたいと思います。よろしいでございませうか。

(「異議なし」の声あり)

○木平会長 それでは、太田委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、議事3の(2)部会の設置等に入ります。

部会の設置並びに所属委員の指名についてですが、林政審議会令第5条第1項に部会を置くことができるとなっております。また、部会に属すべき委員及び特別委員については、同審議会令第5条2項の規定により、会長が指名することとなっております。

前回のこの会議におきまして、「治山事業の今後の会計経理のあり方」について説明をいただいております。その際、「治山事業部会」の設置について、皆様のご確認をいただいたところでもあります。

それでは、この「治山事業部会」の設置について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○上河治山課長 治山課長でございます。

林政審議会に「治山事業部会」を設置する件につきまして、ご説明させていただきます。

本件につきましては、今、会長からお話がありましたように、昨年11月の本審議会におきましてご説明させていただき、了承を得ているところであります。その後、農林水産省は、本件を審議していただくための特別委員の任命等を行ったところでありますが、再度、経緯を含めまして、簡単にご説明をさせていただきます。

治山事業につきましては、崩壊した森林の再生を行うことにより、国民の生命・財産を守る国土保全施策として、国、都道府県による全額の公費負担の公共事業として実施しているものであります。その経理につきましては、治山事業に関する投資額を明確にするなどの観点から、一般会計と区別して、国有林野事業特別会計の中に治山勘定を設けまして経理してきたわけでございます。

資料1ページの参考1として、経理の概要を明らかにしておりますが、治山事業につきましては、民有林・国有林を含めて、国有林野事業特別会計の「治山勘定」で経理しております。

一方で、造林や林道整備などの森林整備事業につきましては、民有林は一般会計、国有林は国有林野事業の事業勘定で経理をしております。

次に、参考の2をごらんいただきたいと思います。

治山勘定につきましては、治山事業に要する経費として、一般会計等からの受け入れや直轄事業に関する地方公共団体からの負担金を歳入として、歳出については、民有林への補助や直轄事業など、治山事業に要する事業費及び直轄治山事業を実施するのに必要な人件事務費の事業勘定への繰り入れなどを主な歳出としております。

このように、治山勘定の歳入のほとんどが一般会計からの繰り入れでありまして、特別な税ですとか財源などからの歳入がないというのが治山勘定の特徴となっております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

これは、昨年11月に示されました財政制度等審議会の特別会計小委員会報告の抜粋であります。国の特別会計は31ありますが、現在、財政制度等審議会において、特別会計のあり方につ

いて点検作業を行っているところでもあります。この中で、治山勘定につきましては、一般会計からの繰り入れ比率が高いということから、森林整備事業と同様に、民有林は一般会計で、国有林は国有林野事業特別会計で経理することを基本に、勘定の統合を行うべきとされたところでもあります。こうした報告を受けまして、林政審議会において、今後の治山事業をどうしていくかということの検討を進める必要が生じたわけでございます。

3の「今後の対応」に書いてございますけれども、例えば、仮に、治山勘定を廃止して、民有林は一般会計、国有林は国有林野事業特別会計で経理を行って、国有林野事業特別会計の事業勘定と、それから治山勘定を統合する場合でありましても、これまで治山勘定が果たしてきた役割、すなわち受益と負担の関係を明確にすることなどは引き続き確保していく必要があります。それからまた、企業会計で行っております国有林野事業の会計との関係をどのように整理していくかということについても検討する必要があります。また、会計経理面だけではなく、新潟県の中越地震ですとか台風による豪雨災害など、突発的な災害への対応などに対して治山事業の果たしていく役割は大きいものがありますけれども、厳しい財政事情の中で、より効果的に事業を実施していくためには、どのような方策をとればいいのかというようなことについても検討を行っていく必要があります。

これらにつきまして、今後、より具体的に検討していくために、本林政審議会に治山事業部会を新たに設置していただき、夏ごろを目途として部会としての報告書をまとめていただきたいというふうに考えてございます。

次に、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

今回の検討事項の内容が、会計経理や治山事業の実施面など、細かく専門的な分野に及んでおるといこともありまして、会計経理や治山事業に関して特にご見識の深い4名の方々を、林政審議会の特別委員として新たに任命させていただいたところでもあります。上松寛茂氏につきましては、共同通信社の編集局予定センター委員をされておりました、林政ジャーナリストの会の会長でもあります。それから、内山英世氏につきましては、あずさ監査法人の代表社員ということで、公会計の専門家でございます。それから、北原曜氏につきましては、信州大学農学部の教授をされておりました、林学、森林水門学の専門家でございます。それから、高橋弘氏につきましては、宇都宮大学の副学長をされておりました、農林水産省の政策評価会、林野庁専門部会の委員もされてございます。

これらの4名の方々に加えまして、本審議会の委員の中からもご参加をいただき、部会の中でご審議をいただきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○木平会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、皆様の方からご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○木平会長 それでは、今、事務局の方から説明がありましたように、このたび新たに4名の特別委員を治山事業部会に属する委員として指名をしたいと思えます。

さらに、この審議会の委員から部会に属すべき委員として、池淵委員、太田委員、恵委員、横山委員、この4名の方を指名したいと思えますので、ご了解いただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木平会長 それでは、続きまして、従来より設置されております「施策部会」ですが、新委員の方々におかれましては、「施策部会」の内容について、事務局の方からご説明をいただきたいと思えます。

○岡田企画課長 企画課長でございます。ご説明させていただきます。

森林・林業基本法におきましては、政府は毎年、森林及び林業の動向を考慮して、講じようとする施策を明らかにした文書を国会に提出するというようになっておりますけれども、この基本法の規定におきましては、講じようとする施策の文書の作成に当たり、林政審議会の意見を聞くということになっております。このようなことから、従前から林政審議会に施策部会を設置していただきまして、森林・林業の動向、つまり森林・林業白書の内容につきましてご議論をいただいているということでございます。森林・林業白書につきましては、施策部会での議論を経た後、林政審議会でのご審議。その後、閣議決定、それから国会への提出というふうな手順になっているわけでございます。

なお、施策部会の構成でございますけれども、会長から指名された林政審議会の委員及び特別委員により構成されているというものでございます。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、「施策部会」について、従来どおり設置することといたしまして、その部会に属すべき委員としましては、ここに示しました特別委員、それに加えて、本委員会から飯塚委員、魚津委員、太田委員、早坂委員、恵委員、そして私、木平の6名ということでお願いしたいと思えます。

また、施策部会の特別委員といたしましては、引き続いて、名簿にありますように、安藤委員、稲本委員、金沢委員、金子委員、菰田委員、田中委員、滑志田委員、林委員、三井委員、森田委員、この10名に特別委員をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木平会長 それでは、「治山事業部会」、「施策部会」が決まりましたので、それぞれの部会長についてですが、これは部会に属する委員のうちから互選するということになっておりますので、後日、部会で決めさせていただきたいと思います。

それでは、議事の3の(3)の方に、その他に移ります。

初めに紹介がありましたように、きょうは改選後の初めての会合であります。こういうせっかくの機会ですので、事務局より予算の状況について説明をいただきたいと思います。

それでは、まず、平成17年度の予算及び三位一体改革への対応、こういうことにつきまして、民有林及び国有林野事業関係の予算について、続けてご説明をお願いしたいと思います。

○原口林政課長 林政課長でございます。

平成17年度の林野庁関係予算についてご説明いたします。

資料の2-1という1枚紙がございます。まず、これをご参照ください。

林野庁全体でございますけれども、真ん中辺にあります総計でございますように、4,263億円、対前年度97.2%という数字になってございます。うち公共事業でございますけれども、一番上でございますが、3,162億円。対前年度、総計と同じように97.2%となっております。公共の内訳でございますけれども、一般公共のうち治山につきましては、対前年度94.1%の1,268億円。また、森林整備事業につきましては、99.3%の1,812億円となっております。

なお、下段に参考がございますけれども、実は、平成17年度予算とあわせまして、16年度の補正予算が概算決定されております。この補正予算と、今申しました17年度予算、これを合計してみますと、16年度の当初予算に比べまして、一般公共事業におきましては、この5.1と97.1を足すわけでございますけれども、102.2%。うち治山事業につきましては102.4%、森林整備事業につきましては102.0%ということで、実質的には16年度当初予算以上の額が確保されているというふうに考えてございます。

一方、非公共でございますけれども、真ん中にごございますように、1,101億円と。対前年度97.0%という数字になってございます。

次に、資料2-2をご参照ください。

冒頭、長官のあいさつにもありましたように、平成17年度でございますけれども、地球温暖化防止対策の第2ステップがスタートする年となっております。したがって、森林吸収源対策につきましても従来に増して強力で推進することとしております。

今回の特色の1つでございますけれども、補助金改革の取組。これによって、地方公共団体向けの裁量的補助金、これを従来の個別補助金から施策目的ごとに交付金として大きくくり化するというのがございます。

これは農林水産省全体の取り組みでございますけれども、林野関係につきましては、ここにご覧のように、2つの交付金に大きくくり化してございます。1つは、森林整備など、川上を対象といたします森林づくり交付金。それから2つ目が、林業・木材産業の合理化を図るための強い林業・木材産業づくり交付金という2つを設けてございます。その交付金化によりまして、事前審査を中心とする事前手続の簡素化、それから地域の取り組みの裁量の拡大というものが見込まれてございます。

概算決定の内容でございますけれども、2-2の資料の一番後ろにB4のカラーの1枚紙がございます。これをご参照いただきたいと思います。

来年度予算におきまして、一般会計におきましては、主要な課題として6つの柱を立ててございます。

左の上の方からまいりますと、第1は、多様で健全な森林の整備・保全でございます。これは、森林吸収源としてカウントされるためには、きちんと森林が整備・保全されている必要があるということで、それに対応するものでございます。

この中で、特に重点を置きますのが間伐対策でございます。路網の整備等といった事業を行う総合対策というものを第2ステップの3カ年に合わせて実施いたします。

また、伐採後、放置されている造林未済地の解消というものも図ってまいります。

さらに、荒廃した奥地保安林等につきましても、森林整備と治山施設の整備を一体的に実施するという事としております。

なお、松くい虫の関係でございますけれども、松くい虫の被害が青森、秋田県境まで拡大してございます。これらの被害先端地域におきましては、国が責任を持って、国の主導のもとに防除対策を実施するという事としております。

第2は、森林資源の循環に向けた川上から川下に至る取組の推進でございます。

ご承知のとおり、現状では間伐材の利用率というのが50%に達していないという状況でございます。そのため、森林で切り出した間伐材の利用を進めるという観点から、生産・加工・流

通、各段階における低コスト化、それから間伐材の実需の拡大というものに取り組んでまいります。

第3は、下でございますけれども、木材・木質バイオマスの利用の促進でございます。

木材需給率が18%どまりという中で、住宅生産から木質バイオマスまで、さまざまな分野での利用の促進を図ってまいります。特に、消費者の視点の重視ということで、ITを利用した電子商取引の取り組みだとか、木材のラベルの普及というものに取り組んでまいりたいと思っております。

それから、右下でございますけれども、第4番目は国民参加の森林づくりでございます。

森林に対する国民意識の醸成・向上を図るという観点から、森林ボランティア活動の支援、森林環境教育の推進に取り組んでまいります。

続いて、第5番目は、右上でございますけれども、担い手の定着促進と山村再生でございます。

緑の雇用、これにつきましては、引き続き16年度と同じ規模で実施してまいります。

また、新しく森林資源を活用した新たなビジネスを創出する。これによって、就業機会の確保、定着促進を図ってまいりたいと思います。

さらに、森林整備の中核的担い手でございます森林組合の育成を図ってまいります。森林組合につきましては、今通常国会に森林組合法の改正を提出するというようにしております。これによりまして、森林施業の機能の強化、経営基盤の強化等を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

6番目は、いのちと水を守る緑の緊急保全対策の推進でございます。

山地災害危険地区が全国に10万カ所を超えると。一方で、着手率が50%に満たないという中で、治山事業につきましても、重点的・効率的な実施に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

各事業の詳細につきましては、資料2-2の、この資料の2ページ目以下にございますので、これはご参照ください。

それから、三位一体の関係については、2-3の資料を参照いただきたいと思います。

ご案内のとおり、国庫補助金の削減、税源配分の見直し、それから地方交付税改革というものを一体的に行うという三位一体改革が進められてございます。17年度につきましては、林野庁予算におきまして、次のような措置、次の対応をすることとなっております。

まず、公共事業でございますけれども、210億円分について改革を行うと。これは大きく、

省庁連携による交付金化によりまして70億円分、それから補助金のスリム化によりまして140億円分というものの改革を実施いたします。

交付金化でございますけれども、林道・農道、それから一般道につきまして弾力的な事業実施を図ると、こういう観点から道整備交付金というものを創設するものでございます。

一方、スリム化でございますけれども、治山施設の修繕など、小規模事業を廃止することなどによって、地方公共団体向けの補助金の縮減を図ってまいります。

そのほか、治山事業につきましては、生活環境保全関係につきましての統合補助金化。また、都道府県ごとに「治山事業連絡調整会議」というものを設置することによって、地域の自主性を生かした効果的な事業の推進を図ることとしてございます。

一方、非公共事業でございます。

まず、先ほど申しました2つの交付金をつくることによって、122億円分の改革をしております。

さらに、税源移譲といたしまして、地域森林計画の作成、それから保安林の管理、これらに要する経費の一部といたしまして、6億円分を税源移譲することとしております。

なお、税源移譲の対象には、参考でございますように、林業普及指導事業交付金というものも対象となってございますけれども、これにつきましては18年度に対応するということとなっております。

以上が予算関係の説明でございます。

続けて、国有林の関係の説明をいたします。

○青木管理課長 管理課長でございます。私の方からは、国有林野事業予算の概要につきまして、資料3に基づきましてご説明いたしたいと思っております。

資料3をお開きいただきたいと思います。

まず、1ページでございますけれども、予算の基本的な考え方でございますけれども、森林の公益的機能の維持増進、地球温暖化防止対策に国有林野事業として積極的に取り組むとともに、引き続き財政の健全化を図りつつ改革を着実に推進することといたしております。

次に、各論についてご説明したいと存じます。恐縮でございますけれども、3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、予算規模でございますけれども、この表の一番下をごらんいただきますと、平成17年度の予定額は3,769億9,900万円と、前年に比べ4.2%の伸びとなっております。中身を見ますと、まず歳入でございますけれども、この表の上の方でございますけれども、国有林野事業収

入、いわゆる自己資本につきましては、林野等売払代については、文京区跡地等、有力な物件が減少していること等から、昨年に比べ60億円の減額を見込んでおります。このため、自己資本につきましては644億1,100万円と、前年に比べ8.9%の減少を見込んでおります。

林産物収入につきましては、単価が減少する中で、伐採量を昨年に比べ70万立米増加させることによりまして、ほぼ前年並みの収入を確保することといたしております。

一般会計の受入につきましては、間伐対策の強化等によりまして、森林整備費用、約50億円増加させること等によりまして、16年度に比べまして2.1%増加となっております。このうち公共事業の森林整備事業につきましては、109.94という伸び率となっております。

次に、非公共事業でございますけれども、この公益林等保全管理費というところが非公共事業でございます。ここにつきましては、人件費の単価減、それから利率の低下によりまして利子補給費の減少によりまして2.7%の減少となっておりますけれども、これは、いわば自然減でございます、実質的には昨年並みの事業量を確保してございます。

このような中で、拡充事項といたしましては、世界遺産保全緊急対策の拡充といたしまして、新たに文化遺産として登録されました「紀伊山地の霊場と参詣道」及び自然遺産として推薦された「知床」につきまして、必要な保全整備を行うための費用として4,300万円が見込まれるところでございます。

借入金でございますけれども、1,909億円を予定してございますけれども、全額、借入金でございまして、昨年度に引き続き、新規借入金は行わないこととしております。

なお、利子につきましては、引き続き一般会計から全額利子補給金を繰り入れていただいております、債務の増大を招かないように対処しているところでございます。

1ページめくっていただきまして、4ページでございます。

歳出でございますけれども、人件費につきましては、要員規模の適正化等を行うことによりまして、昨年に比べ8.2%の減少をすることといたしております。

元本の償還につきましては、下の利子・償還金の適用のところをごらんいただきたいと思いますけれども、これも1,909億円と、借入金と同額を見込んでおります。

国有林野事業の予算の概要につきましては、以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

林野庁の予算及び国有林野事業の予算、これのご説明をいただきましたが、委員の皆さんから、これについてのご質問、あるいはご意見があれば、お伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○海瀬委員 1つ、言葉の意味を、この点については。「森林居住環境整備事業費」というのは、これはどういうふうな事業ですか。

○梶谷森林整備部長 林野公共事業の名称なわけですがけれども、森林整備事業につきましては2つの大きな項目を持っております。1つは森林環境保全事業かな。もう一つが居住環境なんです。一般の造林・林道、これにつきましては、当然、環境保全整備事業の中でやっております。そのほか生活関連にかかわる部分と、それから2つの市町村等をまたぐような林道、こういうものの整備、あるいはそれとあわせた生活施設の方でありますとか、そういうものを合わせて項目を立てているのが居住環境の整備で、ですからフォレスト・コミュニティという言い方もしていますけれども、そういう事業であります。

○海瀬委員 村落間をつなぐような林道とか、そういうやつですね。

○梶谷森林整備部長 従来でいいです、広域基幹林道というのが入っております。

○海瀬委員 わかりました。

○木平会長 ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○岡田委員 資料の2-3ですが、三位一体改革への対応、大変これは注目だと多分思います。とりわけ、この最初の丸ですね。省庁連携、ここのこの林道にかかわるところ、地域は大きく影響を受けるかなと思って見ているのですが、「道整備交付金」という、この名称は、これは仮称で、何か変わるのですか、この後。

○梶谷森林整備部長 名前はまだ検討中だそうであります。この事業自体は地域再生法と絡んできまして、地域再生法に基づく再生計画を地域でつくと。それが認定された場合に、この交付金から——ほかの交付金もあるのですけれども、この交付金から、道路関係であればこういう事業に充てられるという形になっております。ですから、再生計画で林道というものはいかに計画されるか、これがまさに林野庁が行う事業になるかどうかというのにかかわってくると思います。

○木平会長 それでは、ほかの委員からご意見なりご質問があれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がございませんので、次に移りたいと思います。

環境税の平成17年度税制改正について、先ほど長官からごあいさつでございましたが、これにつきましてご説明をお願いいたします。

○岡田企画課長 企画課長でございます。資料のナンバーリングを付しております4に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

若干、昨年からの経緯も含めましてご説明させていただきますけれども、環境税につきましては、農林水産省といたしまして、創設の要望、それから税収を森林吸収源対策、税収の使途として、使途に森林吸収源対策を位置づけることということを要望しておったわけでございます。

それから、他方、環境省におきましても創設要望を出されておったということでございまして、11月5日には、環境省から具体的に制度設計の案が示されたということがございました。

その後、環境省の案の提示をきっかけといたしまして、自民党の先生方、環境税を推進する先生方の方から議論が深まりまして、お手元の資料の4の2ページにございますとおり、環境省の案とはまた違った形で、環境税の骨子というものがまとめられたわけでございます。

基本的には、炭素に課税をするという部分は変わりはありませんけれども、税率が若干異なりまして、それからまた、税収を全額、温暖化対策に充てるという部分も異なっております。

簡単に申し上げますと、課税対象はすべての化石燃料と電気ということでございます。

税率は、炭素トン当たり3,000円ということでございまして、これは、ガソリン1リットルに換算しますと1.9円に相当するわけでございます。環境省の案では、これが1.5円だったということでございます。

それから、税収額につきましては6,000億円ということになります。環境省の案では、これは4,900億円だったということでございますので、それよりもふえているということになるわけでございます。

軽減措置につきましては、環境省の案におきましても軽減措置はございました。これと同様な軽減措置があり、この環境税骨子というところにも盛り込まれております。特に、エネルギー多消費型製造業に関する企業、ここも、一定の削減努力が行われている場合に、軽減または還付というような考え方が示されておるわけでございます。

それから、使途の部分でございまして、税収の全額を地球温暖化対策の財源とするということになっております。その中で森林対策も明確に位置づけをされておるわけでございます。

なお、環境省の案におきましては、税収額4,900億円のうち1,500億円を社会保険料の軽減に充てるということで、温暖化対策以外にも充てるということになっておったわけでございますけれども、この環境税の骨子の部分では全額を充てるということになっておるわけでござい

す。

実施時期は、18年1月ということでございます。

これが党の税制調査会に提出をされまして、議論を経て、最初、長官からごあいさつで申し上げましたとおり、最終的には、3ページにありますとおり、与党の税制改正大綱におきまして検討事項ということになったわけでございます。

検討事項の中にも趣旨がいろいろ記載されております。大量の化石燃料を消費し、豊かで便利な生活を享受している。その反面、将来世代に地球温暖化という大きな負の資産を残しているという基本認識を示しております。この事態に対処し、京都議定書の平成17年2月発効と、それに伴う我が国の責任を踏まえ、大綱の評価、見直しにも考慮を払いつつ、環境と経済の両立を図ることが重要であるという認識を示した上で、この後の2行でございますけれども、あらゆる政策的手法を総合的に検討した結果を受けて、いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討するということになっておるわけでございます。

ページをめくっていただきまして、4ページのところは、これは政府税制調査会の答申でございます。11月25日でございます。

この中では、下から5行を見ていただければと思いますけれども、環境税は、国民に広く負担を求めることになるため、その導入を検討する際には、国民の理解と協力が不可欠である。国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存のエネルギー関係諸税との関係、その他税制全体の中での位置づけなど、多岐にわたる検討課題がある。今後、温暖化対策全体の議論の進展を踏まえ、環境税に関する多くの論点をできる限り早急に検討せねばならないというふうに結んでおるわけでございます。

これは、環境税の平成17年度税制改正をめぐりましての検討結果、審議の結果ということでございます。

なお、環境税に限るわけでございますけれども、温暖化全般につきまして申し上げますと、ご承知のとおり、ロシアが批准をしたことによりまして、来月、2月16日に京都議定書が発効されるわけでございます。これに伴いまして、これまでの地球温暖化対策推進大綱にかわりまして、地球温暖化対策推進法、この施行に基づく京都議定書目標達成計画が新たに策定されるということになっておるわけございまして、今後、それに向けての対応が必要になってくるという状況になっているわけでございます。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

環境税のこと、それから温暖化対策、こういうことについての皆様のご意見、あるいはご質問をお受けいたします。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○魚津委員 2ページに、実施期間が平成18年1月と書いてありますよね。そこから逆算してくると、国会審議というのは秋の国会ですか。仮定の仮定ですけども。

○岡田企画課長 この環境税につきましては、17年度税制では検討事項でございますので、あくまでもつくるということがあって、初めて、その税法を仕込んで、それを国会の審議にかけられるわけでございますので、現実には、今、国会審議にかける中身はございません。あくまでも、これは、こういう案が党の税調へ提出された。それで検討事項になったということでございます。

○木平会長 魚津委員、よろしいですか。この数字はそういう意味だと。

○魚津委員 はい、わかりました。

○木平会長 ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○岡田委員 意見でも質問でもないんですが、この種のことになりますと、特に、今回変更になったのが、要するに、課税したものがすべて環境にかかわるところに使われるということに変わったようですね。一番国民の理解が得られやすいのは、具体的に何に使うかという、この使途の明確化ではないかなというふうに思います。それによって、例えば、CO<sub>2</sub>の削減効果がどれくらいあるんだろうかという、このあたりがきちんとしてきますと、かなり説得力を持つのかなと。そういった試算ですとか、税を何に使う、どこに使うという、このあたりについてのある姿、目標のところはこのあたりになったら出てくるんだというのはございますか。

○岡田企画課長 具体的には、使途につきましては、温暖化対策、非常に定性的な中身でしか出されておられません。ただ、森林吸収源対策につきましては、これは、国費ベースでいきますと、我々が必要だと言っております1,200億円という金目についても含んで位置づけるということでございますので、その部分に相当するものにつきましては、現状でいけば2.6%、それを3.9%に上げるための1.3%分というものが、この税収でできるんだという位置づけにはなっているわけでございます。

それで、他の森林対策以外の対策につきましてでございますけれども、この環境税の、これは党の先生方が出されたものでございまして、我々がちょっと解説するのは難しいのですけれ

ども、基本的には、この環境税の骨子で温暖化対策、税による抑制効果と、それから税収を使うことによる温暖化対策に充てるということの温暖化対策の効果によりまして、京都議定書の目標達成が可能であるというような全体のスキームになっております。

○木平会長 ちょっと、さほど明解でない。

はい、どうぞ。

○太田委員 炭素税という形ではなくて、環境税という形になりますと、基本は温暖化というのはわかるのですけれども、森林の場合は、その他の環境に対して役立つという部分があって、そこに対しても、国民、あるいはそういうものからの延長というか、助成というのがないとやっていけないという形なんだろうと思うんですね。その辺も、ですから温暖化の部分のところと、それから、それ以外の森林が環境に対して役立っているというところをやはりきちんと整理をして、そしてやはり国民に理解してもらうように、より一層整理をして発言していくとか、そういう必要があるのかなという気がしております。

もちろん、温暖化ということを中心にするとうわりやすいですから、森林吸収源対策ということだろうと思いますけれども、「環境税」という言葉で、もっと広い形で出しているということからいくと、その辺までやはり整理して、常に発信していかなければいけないのかなというふうにはちょっと感じておりますが、いかがでしょうか。

○木平会長 はい、どうぞ。いかがでしょうか、課長。

○岡田企画課長 まず、ちょっと1点だけ申し上げますが、環境税という言葉でございますけれども、これはあくまで、やはり炭素にかけるという点では合った。炭素税、言葉の問題でございまして、あくまでも炭素にかけるという点のものでございます。それから、当然、やはり税の問題でございまして、その税がどういうふうに使われて、有効に使われているかどうか、これが大変重要なことでございます。昨年も、11月29日に、この当審議会でもご議論いただきましたけれども、森林吸収源対策の意義、それから重要性につきましてご審議をいただきました。やはりその重要性、意義というものをわかりやすく国民各層の方々にお伝えしていくということが大変重要だろうと思います。それがまた、その税の意義ということにも結びついていくんだろうなというふうに思っておりますので、この辺はよく注意をして対応していきたいなというふうに思っております。

○太田委員 先ほど環境省の案では、一部を社会保障ですか、そういう形に回すというところと、それから今、炭素税、あくまでも炭素税だから温暖化だけというのと、その中間に、環境ということに対する、それに回すかどうかというのが多分中間ぐらいにあるんだろうと思うん

ですよね。「環境税」という言葉になってくると、確かに炭素にかけるのではあるんだけども、「環境税」ということになると、そのあたりもきちんと主張していかないといけないというふうにちょっと思ったということでございます。炭素にかけるというのはわかっているつもりです。

○木平会長 ありがとうございます。

ほかに。

どうぞ。

○岡田委員 似たような発想なんですけれども、言葉はちょっときついというか、こなれないんですけれども、炭素税の場合は、言ってみればペナルティーですよ。みんなでそれを抑えようと、こういう形のものだと思いますが、今、太田先生がおっしゃる、この森林が持っているさまざまな機能に対する、いわばこの税という形であらわれた国民の負担。これは、決してペナルティーではなくて、むしろ国民が積極性を持って、例えば、お金がある人はお金を出したいと。そうでない人は汗も流したいよという、いわばコスト負担論といいたいまいしょうかね。やはりちょっとこの形が違うところのある整理のしづらさということだと思っておりますが、ぜひここはクリアしていただいて、国民に理解が得られるような、そういう説明というのが必要かなと、こう思っております。よろしくお願ひいたします。実は、地方は地方なりにそういう枠組みで努力をいたしておりまして、地方なりのこの理解をしていただきやすい説明だとか、いろいろな工夫もちょっとしているんですけれども、なかなかここは実は難しいですね。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○木平会長 浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 環境税ということで、基本的にはペナルティーではなくて、いわゆる次世代に向かっての貢献であるという位置づけで、国民の理解を得るためには、やはり軽減措置とか減免措置というのは一方では非常にありがたいんですが、むしろ、そこで抜けられるたくさん、目に見えて抜けられる抜け道があるというのが、こういうときはやはりたくさん出てくる可能性があるんで、国民一人一人が当然義務としてこれを遂行する、どちらかという、誇りを持って遂行できるように、その痛みを国民全員で分けるといふような法になっていただきたい。だから、見るからに、この部署はこの軽減措置、あるいは減免措置で楽になっているというようところがなく、できる限り公平に痛み分けができるような法になっていると、国民はより理解しやすいと思ひます。

○木平会長 ありがとうございます。

ほかの委員から。

よろしいでしょうか。

それでは、この説明についてはここで終わりにしまして、次に、お手元の資料5にあります「森林づくり」シンポジウムについて、ご説明をお願いいたします。

○佐南谷森林保全課長 森林保全課長でございます。私の方から、先週20日に行われました「森林づくり」シンポジウムにつきまして、ご紹介させていただきたいと思っております。

資料5と、それから写真集に沿ってご説明申し上げます。

このシンポジウムは、冒頭の長官のごあいさつからも申し上げましたように、昨年、たび重なる台風の来襲や新潟県の中越地震等がございまして、大規模な自然災害が多発し、多くのとうい命が失われたわけでございます。このほか、我が国の森林も、これらの災害により大きな被害を受けたということでございまして、こういったことを契機といたしまして、土砂の流出の防止、洪水の緩和など、多様な国土、環境保全機能を有する我が国の森林の大切さを見つめ直し、森林づくりを国や地方公共団体のみに任せておくのではなく、民間ボランティアによる取り組みや「緑の募金」による森林づくりを進めていくことが重要であると、こういったことを緊急アピールという形で訴えさせていただいております。

お集まりいただきましたパネリストは、本日もお越しいただいております、青山委員、太田委員を初めといたしまして、林業界からは、岡山にございます構造用集成材のトップメーカーである銘建工業の中島社長、地方自治の立場からは高知県の橋本知事、それから国政の立場、そしてボランティア活動をされておるといことで、舛添参議院議員にご参加いただきまして、主催者からは木村国土緑化推進機構理事長と林野庁の前田が参加いたしております。

当日の会場は、市民の関心も高く、300人、ほぼ会場がいっぱいになりまして、立ち見も出るような盛況でございました。

緊急アピールを紹介するに先立ちまして、この写真集で被害の状況をご説明したいと思っております。

「傷ついた日本の森林」というふうに題してございまして、まず、この資料の2ページをお開きください。

この2ページは昨年の災害の概要を取りまとめたものでございまして、昨年は、7月に梅雨前線が活発化いたしまして、新潟・福島県における豪雨、福井県における豪雨が発生いたしまして、堤防の決壊等による洪水等の災害が発生しております。

台風関係では、史上最多の10個の台風が上陸いたしまして、豪雨、暴風雨、高潮による被害

をもたらしまして、特に18号、21号、23号による被害が甚大なものでございました。従来の記録を見ますと、年平均台風の上陸個数は2.6個でございます。それから、過去の最高記録が、平成2年と平成6年に記録いたしました6個ということでございますので、今年の台風災害が、いかに異常なものであったかということがここでもわかると思います。

さらに、10月になりますと、最大震度7を記録した新潟県中越地震によりまして、地すべりや山腹崩壊等が多発しております。

下の日本地図は、今年のこういった自然災害によりまして大きな被害を受けたところを色分けで示しております。100億円以上の被害が赤でございまして、50億円から100億円がオレンジ色を使っております。それから、ピンク色、薄いベージュ色というふうになっておりまして、ごらんになっていただきますとわかりますように、いわゆる台風常習地域のほかにも、全国的に大きな被害が及んだということになっております。

この災害のデータは、3ページにございますように、民有林と国有林を合わせまして、全体で約3,400億円。前年の3倍に及んでおります。被害箇所数では3万3,000カ所、森林の被害面積では4万8,000ヘクタールというふうになっております。

個別の台風なり災害ごとのアウトラインは、下の表にまとめてございますけれども、7月の梅雨前線の豪雨におきましては、4,000カ所を超える被害、320億円を超える被害というふうになっております。

台風18号は、括弧書きの約3万ヘクタールというのが出ておりますけれども、これが森林被害、風によりまして木が折れたり倒れたりした被害のデータでございまして、台風18号はやはり暴風が大きな特徴であったということが言えるかと思えます。

それから、最大の被害をもたらしましたのは台風23号でございまして、こういった風倒被害等で1万7,000ヘクタールに加えて、箇所数で1万カ所を超え、金額的にも915億円といった大きな被害をもたらしております。

4ページをお開きください。

上側の写真は台風18号による幹折れの被害でございますけれども、この北海道の雄武町というオホーツク海沿岸の町でございますけれども、そこにおきましては、77年生のトドマツ林が暴風によりまして幹折れの被害を生じております。この18号の際は、北海道大学のポプラ並木が倒れましたとか、こういった大きな風の被害を北海道にもたらしております。

5ページの上側の写真は、これもやはり北海道の津別町で、天然のヤチダモが暴風により横倒しになった写真でございます。これは落丁でも何でもございまして、真ん中のところに人

が立っているのが少しわかるかと思えますけれども、こういった天然の太い広葉樹でございますが、胸高直径で約60センチ、樹齢で100年から150年というふうに推定されておりますけれども、こういった立派な広葉樹も、やはりこういった台風の猛威の前には逆らえなかったということでございます。

それから、6ページにまいりますけれども、これが最大の被害をもたらしました台風23号関係の写真でございます。この台風は、10月20日から21日にかけて、大分、高知、愛媛、徳島を中心に、九州、四国、関東、東北の広い地域で大雨、暴風をもたらしました。この台風の際に、舞鶴の由良川が増水いたしまして、観光バスの屋根の上に高齢者を中心として37名の方が取り残されたという台風でございます。

7ページの上の写真が、最大瞬間風速50.4メートルということで、時速150キロを超える、180キロぐらいでしようかになる暴風が吹き荒れまして、ヒノキ主体の森林が11ヘクタールにわたって風倒被害を受けたという状況でございます。

続きまして、8ページになりますが、これは、7月の新潟・福島豪雨の際に、土石流なり山腹崩壊が発生した状況をまとめたものでございまして、長岡市に隣接いたします栃尾市で、7月13日に約421ミリにわたる豪雨が発生いたしまして、谷筋の林地が幅40メートル、延長150メートルにわたって崩れ、水田、県道、それから刈谷田川を埋めつくした状況でございます。

続きまして、10ページにまいります。この10ページの写真は、台風10号によりもたらされました豪雨でございまして、徳島県の木沢村におきまして、総降水量が1,582ミリというとても多い降水がございまして、写真にございますように、崩壊地は、斜面長600メートル、面積12ヘクタールにわたって崩壊したという状況でございます。ちなみに、平成14年の全国の平均降水量が1,471ミリということでございます。徳島の平成14年の降水量が1,171ミリということでございますので、優に1年分を超える豪雨がこの二、三日の間にあつて、このような大きな被害をもたらしたという状況でございます。

続きまして、12ページになりますけれども、これは裏山崩壊による人的被害の発生状況の写真でございまして、大変痛ましい状況になっております。

続きまして、15ページになります。これは、新潟県の中越地震によりまして地すべり、山腹崩壊が発生した状況の写真でございますけれども、この地震で約705カ所にわたって山腹崩壊等が発生し、15ページの下の写真ですけれども、これは山古志村の南平というところでございますが、地すべりにより流出した土砂で川がせきとめられまして、写真右手の方にある牛舎の建物の寸前まで崩落したというような状況でございます。この関係でせきとめられたダム

と申しますかの水位が一時上がりましたが、最近は下がっているようでございますが、今後、融雪期にかけての水位の上昇というのが懸念されている状況でございます。

16ページ以下は、では、そういった災害に対してどういった取り組みを行っているかということでございますけれども、ここにつきましては、もう委員、ご承知のことと思いますので、簡単にアウトラインだけ紹介させていただきますと、こういった災害復旧の関係では、「治山ダム」等の治山事業を行い、さらに、災害により発生した崩壊地につきましては土どめを行い、植林をすると、こういった保全活動をやっております。

それから、いわゆる森林整備事業ということにして、健全で災害に強い森林づくりを進めるという意味で、人工造林地区におきましては間伐なり枝打ちといった手入れをしっかりとやって、健康で強い木を育てていくと。これに加えまして、天然更新による森林づくりなり、育成複層林施業といったことを進めていくというふうにしております。

18ページは、森林の多面的機能を簡単に整理したものでございます。

19ページは、我が国の森林が、やはり間伐なり手入れを要する若齢林がまだ全体の8割を占めていると、こういった状況を示したものでございまして、20ページは、こういった中で国民参加の森林づくりということで、ボランティア団体の方がさまざまな森林づくりに取り組んでおられる様子。それから右側は、こういったボランティア活動を裏側から資金的に支えるツールとして、緑の募金というものがございましてというような紹介になっております。

それから、また恐縮でございますけれども、資料5の2ページ目にお戻りいただきたいんですけども、こういった状況を踏まえまして、森林づくりのための緊急アピールが7人のパネリストによりお取りまとめいただいております、パラグラフの1は、災害の状況につきまして、昨年末のスマトラ沖大地震とインド洋津波にも言及して、災害の恐ろしさにつきまして触れております。

第2のパラグラフにおきましては、我が国の森林被害につきまして、3万3,000カ所、3,400億円といったアウトラインを紹介し、3番目のパラグラフにおきましては、森林は土砂流出の防止、洪水の緩和等の多面的な機能を有しており、国民の宝であるというような内容になっております。

4番目のパラグラフでは、森林づくりが息の長い仕事であって、地域・国民が一体となって取り組むことが不可欠であり、災害に強い多様で健全な森林づくりを社会全体で支えていくことが重要である。

最後のパラグラフにおきまして、こういった森林づくりを国や地方公共団体のみに任せてお

くのではなく、行政と国民各界各層で議論を深め、国、地方公共団体、民間が緊密に連携し、国、地方公共団体による森林の整備とあわせ、民間ボランティアによる取り組み、「緑の募金」による森林づくりの推進など、国民参加のもと、社会全体で取り組んでいくことが重要で、こういった形でアピールをお出しいただいております。

なお、1点、補足させていただきますと、このシンポジウムの議論の中でも、こういった災害の状況を目の当たりにいたしますと、一般市民の間で、森林の整備が不十分だったためにこういった被害が起きたのではないかと、こういうような誤解を招きがちであるけれども、太田先生の方からその中でもお話があったんですけれども、今の日本の森林の整備の水準というのは、歴史的なスパンで見ると非常に整備されてきたような状況にあって、明治期、あるいは戦争直後のはげ山が多い中で、ちょっとした豪雨で大きな災害が起こったというような当時の状況から比べると、格段に改善された状況であると。ただ、なおかつ、そういった山の能力を超えるような大規模なる豪雨なり災害があったということで、そういったことを踏まえて、さらに森林の整備を進めていく必要があると、こういった趣旨のアピールでございます。

以上、ちょっとご紹介させていただきました。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明についてご意見いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○岡島委員 簡単な質問なんですけれども、3,400億円の被害ということで、これは保険は入っているんですか。

○佐南谷森林保全課長 森林保険。この3,400億円という被害は、林地が、いわゆる土砂崩れとか、そういった林地の崩壊、それから林道の被害、それから立木の被害、すべての合計でございます。そして、この林地の立木の被害につきましては、森林保険に入っている方もいらっしゃると思いますけれども、全体として、森林保険の加入率ということを見ますと、残念ながら20%にもいかないということと、それからあと、森林保険がカバーするリスクの関係では、自然災害の中でも、豪雨とか風倒関係はカバーしておりますけれども、地震は直接的にはカバーしていないと、こういうような状況でございます。

○岡島委員 わかりました。保険屋さんから、去年は6,000億円支払うことになっているということなので、それをこれは足さなければいけないんですね。かなりの部分ね、台風の被害。

はい、わかりました。

○木平会長 ほかはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○加倉井委員 大変いい仕事をしていただいたと思いますし、ここに出ている写真のすごさというか、訴える力というのは非常に強いというふうに感じます。なのですが、ちょっと一言だけ申し上げますと、もっと早くやれなかったのかなというのが正直なところであります。去年の1年間を通じた言葉を一言でいうと、「災」。災害の「災」だというテレビなんかがありましたね。ああいうところへ何で出てこないのかなということがあります。

これは、マスコミということからいいますと、マスコミというのは人中心で仕事をしております。人の多いところに拠点を持ち、人の災害を中心にやはり出すんですね。マスコミというのはそういうものなんです。したがって、こういう自然の災害というのは、なかなか取材に簡単に入れないとか、いろいろな要素があってもどうしても出てこないんですが、これだけ迫力のある写真をなるべく早く。我々にとっては当たり前のことなんです、情報の価値というものは早いのと正確さと2つありまして、これは、正確だと思いますが、早くないということも申し上げているのであります。早ければ、もっともっと世の中に訴える力があつたのではないかと。林野庁、お役所の立場としては、当然、正確を期すとか、数字をきちんと把握するとか、そういういろいろな要素はあると思います。それはそうなんです、アピールすることが大事なんだろうと思うんですね。報告を書き上げることが大事なのではなくて、世の中にこういうものがあるんだよということが大事なんだから、そういうタイミングというのもぜひ考えて、いい仕事をなさったんですから、さらにそれを効果的にお使いになれるのではないかとこのように思います。

以上です。

○木平会長 ありがとうございます。

ほかに。

私の方からも、これはもちろん大変有意義なものだと思います。それで、最後の方に「国民参加の森林づくり」という言葉が、この本だけでなく、あらゆるところで出ているわけなんですけれども、少し矮小化し過ぎているのではないかと思います。すなわち、森林参加の森林づくりというのは、国民が森林ボランティアで山の作業に参加する、それを非常に強調されている。それはもちろん国民参加の一つのプログラムだと思いますけれども、それは、一般の人でもそれが非常にわかりやすく、国民参加の第一歩なんですけれども、そういう作業で終わるのではなくて、そういう知識だとか関心を持つことによって、やがては次の地域の計画とか政策とか、山をどう守ろうとか、どう利用しようとか、どう保護しようとか、そういうような議論

に入っていないと、いつまでも同じレベルに、同じところへとどまっているのではないかと思うわけですね。

そして、私が一番心配するのは、特に専門家というか、行政の方が、国民参加というのはこういう山づくり作業に参加だともう限定してしまって、それ以外のことはほとんど関心を示さない。相変わらず、政策づくりとか計画づくりについては専門家の世界でどんどんやってしまうというような風潮が、私、心配いたします。したがって、こういう作業参加というのは非常に重要ですが、それは一部であって、さらに次の段階があるということをぜひご理解いただきたいと、こう思います。これは私の意見です。

以上です。

ほか、いかがでしょうか。森林づくりに参加された青山委員、あるいは太田委員、いかがでしょうか。

どうぞ。

○太田委員 会長に触発されまして、私もちょっと話をしたいわけですが、この森林づくりでも、最後の方に、どういう森林をつくるかという話のところでも少し話をしたわけですが、やはり今、会長が言われたように、森林というのはどういうものなのか、それをどういうふうに理解していただくのか、そこのところあたりを国民に理解してもらおうというのが、まさにいろいろな問題、先ほどの温暖化の問題があります、他の環境の問題、全部含めて、あるいは、どうして国民、あるいは国民一般といえば都市に住む人が中心ですから、都市から援助というか、そういうものがないと森林というのは成り立たないのかということをもっと論理的にきちんと国民に知らせていくというのを、今までもやってきたつもりですが、よりきちんと出していかなければいけない時代なのかなというふうに思います。

そうなりますと、その論理というのは、やはり単に森林とか、あるいはそういう自然とかというだけではなくて、私の感覚では、人類史とか地球の進化とか、これは鷲谷先生から一番最初にお話を聞いて、エコロジカル・フットプリントというのを私も三、四年前に初めて鷲谷先生から聞いたんですけれども、そういうこと、あるいは工業化の本質とか、そういうところまで整理していかないと、本当の森林の論理といえますか、それをわかってもらうということとはできないと私はちょっと感じているんですね。それは非常に幅の広い、あるいは空想的な話みたいになりますので、現実化していないのではないかという、現実離れしているのではないかというふうに思われがちですが、やはり森林というものを訴えていく、内容を訴えていくためには、そのあたりまで必要なかなというふうに私は感じております。そういうものをぜひ

ひうまく国民に訴えていくというふうにしていただきたいなというふうに思っております。

青山委員、どうぞ。

○木平会長 では、青山委員、どうぞ。

○青山委員 私も、森林ボランティアの意義というのは、今、会長がおっしゃられたそのものだと思っております、このシンポジウムの最後にも、何人かのボランティアの方から、「いや、森はボランティアの力だけでは守れないんだ」というお声が上がって、まさにそのとおりなんですよね。でも、きっと、そういうふうに森林作業をやりながら、もう自分たちだけでは守れないなというのというのは、少しずつ、やはり一歩進んで、その森林のことがわかってきた証なのではないかなというふうに思っております、そういう意味では、やはり最初は汗をかくだけですけれども、何回か作業をしながら、そういう森林の流れとか循環のことを自然に学びとるようなことをぜひともこれから進めていただきたいなというふうに思いました。

それで、恐らくそういう皆さんたちは、国ももっと頑張ってくださいねということだし、林業も頑張ってくださいね。国民全体で頑張らなければ守れませんよということのメッセージだと思いますが、そういう意味では、森林を守るためのいろいろな財源の確保というのは、環境税も含めて、いろいろ知恵を絞らなくてはいけないと思うのですが、今、環境税と相対している、やはりそういう業界の皆様たちに対して、何か、どういうふうにアピールしていくかというのもすごい大事な事かなと思っております、それは、向こうは向こうで、そういう炭素系のものを使いながら生産をしているわけで、それというのは、使わないで済むのだったら、それは使わないかもしれませんが、使わざるを得ない状況もあって、その中でどういうふうに努力をしていくかというせめぎ合いの中で、その森林のこともいかに理解をし、かつ環境に対してどう配慮できるかという折り合いの部分はあるかと思っておりますので、やはりそういう意味で、何かもういきなり環境税で相対してしまうというのではなくて、できるだけいろいろな、ふだんの理解とか、そういう中で、何かいい納得できる道を模索していただきたいなというふうに感じました。

○木平会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○早坂委員 今、森林ボランティアとか、いろいろなお話を伺ったんですけれども、今までの議論の中で一つ抜けているのが、やはり山を守るためには木を使っていただく。環境税とか、そういうのを当てにするのもよろしいんですけれども、日本にある資源を使っていただく。そ

ういう部分をこれからもっともっと理解していただいて、やはり日本の中の木材を使う。それで、使ったことが山にお金が返るんだということも知っていただくというこの努力もしていただきたいと思います。

以上です。

○木平会長 ありがとうございます。そういう体験を通じて山のことを知ると、非常に重要な材料だと思います。しかし、それだけではなくて、教育というか、考え方、あるいは木を使うということはどういう意味があるか、そういう意識がもっと広く広がるのが望ましいのではないかと思います。

鷺谷委員、先ほど先生の名前が出まして、保全の保護について何かご意見があれば。

○鷺谷委員 特に意見ということではないんですけども、森林といっても、非常に多様なあり方、人のかかわりにおいても多様なあり方があるって、また、人類が進化してからこの方の森林とのかかわりというのも多様だったと思うんですけども、そういう多様な森林の姿というのをやはり広く理解していただいて、どんな森林とどんなつき合いをしたいのかということ国民の皆さんが一人一人考えることができるような、そんな情報も提供していくことができたらというふうに思います。そうすると、積極的なかかわりというものに対するいろいろな主体の意欲も高まってくるのではないかなというふうに思います。

○木平会長 ほかに意見……。

どうぞ。

○岡島委員 ついでに、ちょっとだけ。実は、今の会長のお話になったことなんですけれども、森林づくりはやはり国民参加が中心になるんですけども、もうちょっと幅広く、森林で遊ぶみたいな感じのところを少し出さないと、一般の人は、山へ行って森林づくりなんかできないと思っていますよ、普通の人は。ですから、森林づくりをやろうなんていっても入っていけないと思うんですね。

簡単に言いますと、私、よく言うんですけども、私の女子大で授業をやっていて、田んぼの話をしてもらったら、30人の受講生がみんなぼかんとしているんですね。何がいけないんだろうと思って聞いたら、田んぼに入った人は5人しかいなかったですね、30人中。田んぼのそばを歩いた人というのは半分しかいなかった。あとの15人は、田んぼというのがどういうものかわからないんですね。電車で田んぼを見たことがあるとか、自動車に乗って田んぼを見たことはあるんだけど、田んぼの中へ、だから水が張って、あそこにカエルがいて、何がいてというのをはっきり知らない人が半分いたんですよ、18から19の女の子ですけどもね。全

国から集まっている子なんですけれども。ですから、そういう状況もやはり頭に入れて、森林というのは、ちょっと昔だったら、裏山の山をちょっと歩くぐらいのところでも、今の若い人たちにとっては大変な森林になってしまうんですね。

ですから、そういうように考えて、太田先生がおっしゃって、皆さんがおっしゃるようなところまで持っていくために、入り口が、我々の世代、私の世代というのも変な言い方ですけども、かなり違うから、国民の一般の人が入れるための、普通の我々が考える入り口よりもう1ランク、2ランク下げたような感じで、親しんでもらわないと始まらないというようなところがあると思うんですね。

ですので、恐らく、オーライ！ニッポンといって、都市・農山村交流というのを私もちょっとお手伝いしているんですけども、ほとんどグリーンツーリズムになってしまうんですよ、農水省の人に任せておくと。そうではなくて、カヌーもやりたいし、いろいろなことをやりたい。各省連携でやることになっているんですけども、主流はみんなグリーンツーリズムの話になってくるんですね。それでは困ると、文部科学省的な話も必要だし、環境省的な話も必要だしということで。だから、森林もまさにそういう意味で、森林の好きな、森林の好きな人たちだけが活動するとそういうふうになってしまって、何かもうちょっと、例えば、若い人だったらファッションナブルなものも入ってこななければいけないだろうし。

そんなところで、ちょっと長くなりましたけれども、会長がおっしゃった趣旨の一番下の方なんですけれども、森林づくり、森林づくり、ボランティア、ボランティアというので凝り固まらないで、森林をもうちょっと幅広く遊べる、簡単に言えばですね。そういうような姿勢から、何かこういうのをつくられるときに、そういう遊びも入れるとか、小さい子でも女子大生でも参加できるんだというようなものを、例えば例示に入れたりしておく、そうなるのではないかな。ちょっとそんな意見です。

○木平会長 ほか。

はい、どうぞ。

○山根委員 林業が減んでおるといふか、大変苦境におつて、例えば、この災害があつても、倒木を整備するのにもお金が足らないと。激甚災害法の指定を受ければ補助金が出るのだが、その1割か2割か、自分が負担するお金もないと。よつて、もうほうつたらかすんだというぐらゐ落ちぶれておるといふか、苦境になつてゐる様相があつて、森林の再生のところのポイントがあるように思ふわけですね。

それは、社会での木の活用というところにいろいろな諸課題があるのだからと思ふわけであ

りますが、一つの切り口に、我々は、木材業間の取引、あるいは大工、工務店との取引という専門家同士の取引で成り立っております、そのような規定と申しますか、JASとか、さまざまなものはそのようにでき上がっております、一般の消費者には通じない言葉で相互が取引しておると。そして消費者に「木はいいよ、いいよ。使ってくれ」と言っても、そこが外国語で話をするようなこととして、なかなか今の新しい木の価値というもので、木を使いたいと思っておる人々に訴えられないという状態があるように思います。そのあたりをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○木平会長 それでは、「森林づくり」シンポジウムに關しまして、非常に多くの意見を出していただきまして、ありがとうございました。

ほかにございませぬので、これできょうの林政審議会を閉会とさせていただきますと思ひます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

午後12時00分閉会